



No.1160

1/15

平成26年(2014年)
毎月1日・15日発行

発行/清瀬市

編集/企画部秘書広報課

所在地/〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842

手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬



電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ http://www.city.kiyose.lg.jp/

携帯サイト http://www.city.kiyose.lg.jp/m_index.htm

携帯電話用QRコード⇒



市・都民税 の申告受付が始まります

申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)

市・都民税の申告は市役所で受け付けますので、以下の①～④をご覧ください。申告の準備をお進めください。所得税及び復興特別所得税の確定申告などは東村山税務署で受け付けます。

なお、申告期間中に限り、簡易な確定申告を市役所で受け付けますが、窓口に関りがあるため、お待ちいただくことがあります。

問合せ 課税課市民税係

① 私は申告が必要？

フローチャート(右図)で確認しましょう。所得がなくとも、申告が必要な場合があります。年金収入が400万円以下で確定申告が不要となった方もフローチャートで「市・都民税の申告が必要か」を確認してください。



② いつ、どこで受け付けているの？



申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)です(土・日曜日を除く)。なお、下表の☆の場所では申告開始日より前に受け付けを行います。早期受付の2日目の以降の午後は、比較的空いているのでお勧めです。

市・都民税申告の受付場所と日程

場所 (☆は早期受付)	期間	受付時間
☆松山地域市民センター	2月3日(月)・4日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
☆竹丘地域市民センター	2月5日(水)・6日(木)	
☆野塩地域市民センター	2月7日(金)・10日(月)	
☆生涯学習センター	2月12日(水)～14日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時30分
☆男女共同参画センター(確定申告のみ)	2月12日(水)・13日(木)	
市役所	2月17日(月)～3月17日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時30分

③ 何を持っていけばいいの？

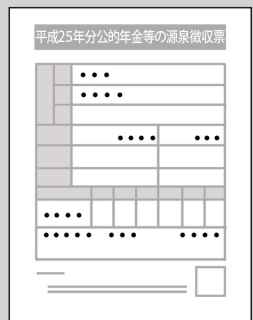
以下の①～④をご持参ください。収入がなかった方は①②のみで結構です。なお、申告書は郵送でも提出できます。



■申告書郵送方法

必要書類を同封し、清瀬市課税課へ郵送してください。控えの返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

③ 給与・年金の平成25年分源泉徴収票

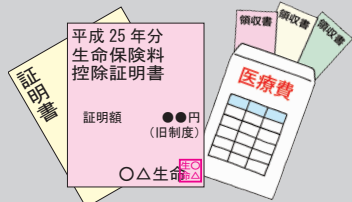


※イラストは日本年金機構発行の見本。

支払者から1月末までに渡されます(年金の場合は郵送されます。年金振込通知書とは異なるので、ご注意ください)。※一度お預かりしたら、原則返却できません。

④ 控除額証明書

平成25年中に支払った社会保険料・生命保険料の証明書や領収書(源泉徴収票に記載があれば不要)、医療費の領収書(合計額を封筒に封入)、障害者手帳などをご用意ください。

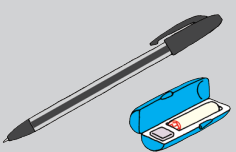


① 市・都民税申告書



申告書は、昨年市・都民税の申告をした方などに1月下旬に郵送します。必要事項をご記入の上、持参(郵送)してください。申告書が送付されない方には、市役所で配布します。

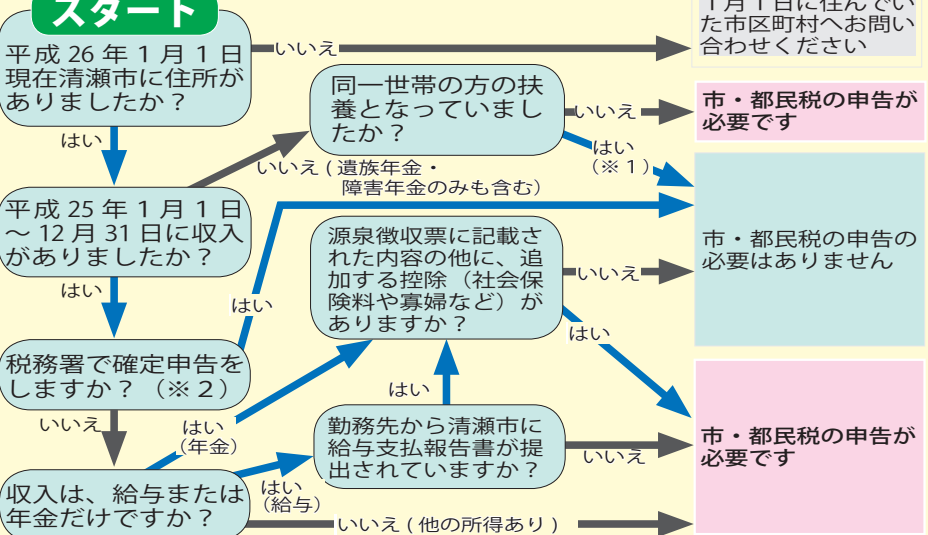
② 印鑑・筆記用具



ボールペンなどの筆記用具をご用意ください。なお、印鑑は認印でも可能です。

①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の支払金額が分からない場合、①②は保険年金課、③は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。

早分かりフローチャート



※1 同一世帯の扶養に入っている方でも、都営住宅の審査関係などで所得金額が記載された非課税証明書を請求する場合は申告が必要です。
※2 確定申告が必要かどうかは、東村山税務署へお問い合わせください。(詳しくは1月1日号を参照)

■所得がない方でも申告が必要な理由は…

扶養に入っていない方の場合、申告は介護保険料や国民健康保険税の軽減などに必要な、算定の基礎資料となるためです。

■市・都民税が非課税になることも

寡婦(夫)の方や障害者手帳をお持ちの方で所得が125万円以下の方は、申告すると市・都民税が非課税となります。

④ 税制改正に伴う変更事項

◆給与所得控除の見直し

平成25年以降、1年間の給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。よって計算式は下記ようになります。

変更前

給与収入額(A)	給与所得金額
1000万円～	$A \times 0.95 - 170 \text{ 万円}$

変更後

1000万円～1500万円未満	$A \times 0.95 - 170 \text{ 万円}$
1500万円～	$A - 245 \text{ 万円}$

◆給与所得者の特定支出控除の見直し

①特定支出の範囲が拡大

次に掲げる支出が追加されました。

- ☆弁護士・公認会計士・税理士などの資格取得費
- ☆職務の遂行に必要な図書の購入費・職場で着用する衣服の被服費・交際費(上限65万円)

②特定支出控除の計算方法の見直し

(改正前)

特定支出ー給与所得控除額＝特定支出控除

(改正後)

給与収入1,500万円以下：特定の支出ー給与所得控除額の2分の1＝特定支出控除

給与収入1,500万円超：特定の支出ー125万円＝特定支出控除

◆公的年金受給者における寡婦(夫)控除申告について

公的年金受給者で寡婦(夫)に該当する方のうち、平成25年10月に年金支払者から送付された扶養親族等申告書の「寡婦(夫)」欄に丸印を付けて提出した方は、他に控除の追加を希望しなければ申告書の提出は必要なくなりました。